訴　　状

〒060－0042　札幌市中央区大通西 13 丁目北晴大通ビル 7 階 702

弁護士法人　市川守弘法律事務所内

原　　告　　コタンの会

代表　　清　水　裕　二

〒089－5621　北海道十勝郡浦幌町北町 8－1　浦幌町保健福祉センター内

原　　告　　浦幌アイヌ協会

代表者会長　差間　正樹

〒060－0042　札幌市中央区大通西 13 丁目北晴大通ビル 7 階 702

弁護士法人　市川守弘法律事務所

TEL (281)3343/FAX(281)3383

原告ら訴訟代理人

弁護士　　市　川　守　弘

弁護士　　毛　利　　節

弁護士　　難　波　徹　基

弁護士　　木　場　知　則

弁護士　　今　橋　　直

弁護士　　皆　川　洋　美

〒060－8588　札幌市中央区北 3 条西 6 丁目　　北海道庁内

被　　告　　北海道

代表者知事　高橋　はるみ

〒060－0061　札幌市中央区南 1 条西 17 丁目 291 番地 85　札幌医科大学内

被　　告　　北海道公立大学法人

札幌医科大学

代表者理事長・学長　塚本泰司

アイヌ遺骨返還請求事件

訴訟物の価格

貼用印紙

送達費用

2018 年 1 月　　日

札幌地方裁判所　　御中

原告訴訟代理人

弁護士　　市　川　守　弘

弁護士　　毛　利　　節

弁護士　　難　波　徹　基

弁護士　　木　場　知　則

弁護士　　今　橋　　直

弁護士　　皆　川　洋　美

請　求　の　趣　旨

１　被告らは原告コタンの会に対し、別紙遺骨目録記載の番号 1 から同 35 まで計 35 箱の遺骨を返還せよ

２　被告北海道公立大学法人札幌医科大学は、原告浦幌アイヌ協会に対し、別紙遺骨目録記載の番号 201 の 1 体の遺骨を返還せよ

３　訴訟費用は被告らの負担とする

との判決を求める。

請　求　の　原　因

第１　当事者

原告コタンの会は、2015 年 12 月 20 日、浦河町総合文化会館において、日高地方に居住するアイヌ及び日高地方出身のアイヌによって組織された団体で、その目的は北海道大学等の保有する日高地方から持ち去られたアイヌ遺骨の返還を受け、アイヌ遺骨の再埋葬、慰霊を行うことを目的とする団体である（甲第 1 号証「規約」)。原告コタンの会は、札幌地方裁判所平成 24 年(ワ)第 2049 号・アイヌ遺骨返還請求事件における札幌地裁民事第 5 部の和解勧告に従い、平成 28 年 3 月 25 日の和解期日において利害関係人として参加し、浦河町杵臼から北海道大学が発掘したアイヌ遺骨の返還を受けた主体である（甲第 2 号証「和解調書」)。　原告コタンの会には、旧静内町の他に浦河町に居住する多数のアイヌが所属している。

原告浦幌アイヌ協会は、札幌地方裁判所平成 26 年(ワ)第 1064 号・アイヌ遺骨返還請求事件の原告であったところ、平成 29 年 3 月 22 日の和解期日において、北海道大学が浦幌町愛牛から発掘した遺骨 82 件（1 体とならない遺骨が含まれているため「件」と表記）及び副葬品 69 件の返還を受けている（甲第 3 号証「和解調書」)

被告北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「被告札医大」という）は、別紙遺骨目録記載の「大学等が保管に至った経緯」欄の「経緯」欄記載のとおり「研究のための収集」として、同目録「人骨の出土等に関する情報」欄のうち「出土等の経緯（発掘・収集時の目的とその状況)」欄記載のとおり「文化財保

護法による届け出許可のもとに行われた札幌医科大学主体による発掘調査」として、昭和 37 年（1962 年）5 月 29 日から 6 月 10 日にかけて、浦河町東栄遺跡からアイヌの遺骨 35 体を収集し、現在、これらの遺骨を保管しているものである（これらの遺骨は「本件遺骨Ａ」ということとする）。

また被告札医大は別紙遺骨目録の番号 201 欄記載のとおり、昭和 54 年（1979 年）に浦幌町十勝太の町道拡幅工事の際に発見されたとして、遺骨 1 体を浦幌町から「移譲」されているものである（この遺骨は本件遺骨Ｂ）という）。

被告北海道は、別紙遺骨目録記載の番号 1 から同 35 までの本件遺骨Ａについて、「埋蔵文化財」として当時の文化財保護法 63 条の 2 第 1 項（現文化財保護法 105 条 1 項）によって、これらの遺骨の所有権を有するとされているものである。（この経緯は後記）

第２　返還請求権の法的根拠

１　原告らのアイヌ遺骨管理権限

本件と同様のアイヌ遺骨返還請求事件は札幌地方裁判所に 3 事件が係属していたが、その際に被告であった訴外北海道大学が主張していた法的主張は、遺骨の所有権は祭祀承継者にのみ属し（民法 897 条 1 項、最高裁判決平成元年 7 月 18 日、家月 41 巻 10 号 128 頁）、相続関係が明らかな祭祀承継者以外の者は遺骨の所有権がないから、かかる当事者に対して返還義務は負わない、とするものであった。したがって、訴外北海道大学の主張からすれば、氏名が特定している遺骨に関しては祭祀承継者のみが返還を受ける権利を有し、氏名が特定されていない遺骨に関しては誰も返還を受ける権限はない、ということになる。

これに対する原告らの主張は次のようなものであった。

ア　この民法及び最高裁の判断は、古くからの和人の伝統的、社会的慣習（家を中心とする観念）によるものであって、アイヌの伝統的、社会的慣習とは全く異なるものであることを主張した。

すなわち、アイヌは、そもそも遺骨が「所有権の対象」という考えはなく、したがってまた相続の対象ではなかった。

イ　アイヌの場合は死者が出た場合、コタンという集団が葬儀、埋葬を行うが、埋葬場所は、特定の家の「墓穴」があるわけではなく、Ａが所属する家系の墓の隣にＢが所属する家系の死者が埋葬され、またその隣にはＡが所属する家系の死者が埋葬されるなど、和人のように家ごとに特定の墓所があり、先祖代々その家系の者はその墓所に埋葬される、ということはなかった。墓地は、コタン内の山腹等の場所に造り、死亡したコタンの構成員が埋葬されていた。死者を埋葬した際には、頭部付近に「クワ」と称する木製（ほとんどの場合ハシドイ（ライラックの種類）の木）の墓標を立て、埋葬後はそのまま後ろを振り向かずに墓地を立ち去り、その後は決して墓参りはしない。墓標は朽ちるにまかせ、死者の慰霊は、各コタンという集団の集落内で、当該集団構成員の死者に対して行っていた。墓参りはしないという規律は、安らかに眠る死者の魂をかき乱してはならない、という意味があるようである。

つまり、アイヌの慣習からすれば、遺骨はコタンが、「墓参りはしない」という厳しい規律の下で管理し、慰霊はコタンという集団が行っていたのである。このことから、家制度を基礎とする祭祀承継者という概念とその観念をアイヌに適用することは、異なる文化・風習・宗教を押し付けるもので、現代における同化政策そのものであると反論していた。

ウ　このようにアイヌコタンという集団の遺骨管理権限は、明治になる直前まで、コタンという集団が保持していたことは歴史学、文化人類学等の研究によ

って明らかにされている。これらのコタンはイオルと称される排他的支配領域を有し、このイオル内で、独占的漁業権、狩猟権、採取権等々の権限を有していた。遺骨管理権はこのような独占的権限の一つであり、法的には先住権（aboriginal title）と表現されている権限である。甲 1 の 2 条の目的に「コタンの再生と復活を目指す」（②項）、「先住権の回復に努める」（③項）とされているのは、このコタンの権限の回復をさしている。

エ　原告らは訴外北海道大学の主張に対し、以上の主張をしていた。

この主張からすれば、氏名の特定されている遺骨か否かに関係なく、遺骨が持ち去られた地域のアイヌ集団が存在すればその集団に返還すればよいということになる。

２　裁判所の和解と日本政府の考え

(1)　裁判所の和解

札幌地方裁判所平成 24 年(ワ)第 2049 号事件では、裁判所の和解勧告に従って、訴外北海道大学が「裁判所が適当と認める団体」に対して返還をしても良い、という姿勢を示したため、当該事件の原告らは、コタンの会（本件原告）を結成し、コタンの会が、返還を受けるに至った。

同様に札幌地裁平成 26 年(ワ)第 1064 号事件では浦幌アイヌ協会という集団が、同平成 26 年(ワ)第 77 号事件では紋別アイヌ協会という集団が、それぞれ浦幌地域及び紋別市内から持ち去られたアイヌ遺骨の返還を受け、今までに北海道大学から 100 体近くと「個体として特定できない遺骨（これは頭蓋骨がないという意味で氏名特定遺骨とは異なる）」の返還を受けている。

(2)　日本政府の方針

日本政府は、内閣府アイヌ政策推進会議のアイヌ政策推進作業部会の議論として、以下のような考えを持っていることが判明している(甲第 4 号証、「議事録」5 ページ以降)。

ここでは、従前からの祭祀承継者が返還権限を有するという考えから「地域への返還」を認めるという議論がなされ、この「地域への返還」が日本政府の現時点での基本的方針である。

この場合の「地域」という集団については、5 ページ下から 2 段落目に「出土地域に住んでおられる複数のアイヌの人たちによって構成される団体」で「新しく作られる団体も可」、「法人格の有無は問わない」としている。

３　結論

以上から、裁判所の和解においても、また現時点での国の方針からしても、原告らは、本件遺骨の返還を受ける主体である。

第 3　本件遺骨Ａについて

被告北海道は、本件遺骨Ａについて出土した埋蔵文化財として、その所有権を主張し、被告札医大は被告北海道から依頼を受けた保管者として占有権を主張し、いずれも本件返還請求に対する所有・占有の「正当な権限」を主張している。

そこで、以下において被告らのこの「正当な権限」がないことを主張するものであるが、それは本件遺骨Ａの発掘の経緯が重要な意味を持つものである。

１　本件遺骨Ａの発掘経緯

(1)　東栄遺跡とアイヌ墓地について

甲第5号証の1ないし12は、原告ら代理人が、被告札医大に対して2017年10月19日付けで「浦河町東栄遺跡の発掘調査を行った時の野帳、報告書、写真、記録等一切」の開示請求をした際に被告札医大から開示された「解剖学第2講座が取りまとめた作成資料」の名目で開示された文書のすべてである。

このうち、甲5の1によると、東栄遺跡は「縄文時代早期からアイヌ期に至る遺跡」とされ、昭和37年4月24日に発掘調査の届け出がなされ、5月29日から6月10日にかけてアイヌ墓地の発掘が行われていたことになっている。このとき、縄文時代の土器、石器のほかにアイヌ期の人骨が発見されたということになっている。遺骨数は、当初34体と数えられていたが36体であることが判明したとある。しかし被告札医大が保管する遺骨数は34体と頭蓋骨のない遺骨が一箱である。

ここに記述されるアイヌ期とは、一般にはアイヌ文化期と言われている（添付別表参照)。また本件遺骨Ａに関する副葬品は甲5の12にその写真が写っているが、前記した浦幌町の発掘の際の副葬品に比べて、極めて貧弱である（甲3参照)。一般に近世アイヌ文化期の副葬品はタマサイ（宝石等を首飾りにしたもの)、刀等、豊かな生活をうかがわせる副葬品が多いが明治以降は生活が貧窮した結果、副葬品も乏しいものとなったと言われている。本件遺骨Ａの副葬品は、非常に貧弱なのでアイヌ期かどうかは疑わしい。甲第13号証、46ページでは「全体としてみれば、時代が下るに従ってアイヌ墓の副葬品が貧弱になることが明白となった」「なかでも太刀・腰刀は近代のアイヌ墓へはほとんど埋葬されることがない」とされている。なお、甲第6号証は、近世アイヌ文化期、つまり和人社会の江戸時代の墓の副葬品について記述されているところ、太刀、タマサイ、マキリ（小刀)、キセリ（煙管）等が出土している。

本件遺骨Ａは、副葬品からすると近世ではなく近代、つまり明治以降に埋葬された墓である可能性が高いのである（別表）。この点も重要な論点なので後記する。

(2)　虚偽の埋蔵文化財の作出

本件遺骨Ａは、埋蔵文化財として扱われ、被告らもそのことを主張するところ、その経緯は次のとおりである。

ア　発掘の経緯

甲５の９（埋蔵文化財提出書）には、１項の「物件の名称」として、出土した物について「縄文時代早期土器　多数（リンゴ箱３個）」「旧石器　若干」の他に「アイヌ人骨　34 体」「同副葬品　若干」とあり、2 項の「発見者の住所、職業、氏名」欄には「浦河町教育委員会　教育長」の氏名が記されている。

したがって、甲 5 の 1 には「発掘主体　浦河町郷土史研究会」との記載があるものの、少なくとも同研究会と浦河町教育委員会が発掘にあたったものと思料される。

すると、旧文化財保護法 58 条の 2 第 1 項（現行文化財保護法 99 条）に基づく浦河町による埋蔵文化財調査と考えられ、同法 59 条ないし 63 条の 2（現行法 100 条 2 項、101 条、102 条等）が適用されることになる。甲 5 の 7 及び 8 によって、文化財と認定された甲 5 の 9 記載のものは、「遺骨の所有者が不明」ということで旧文化財保護法 63 条の 2 第 1 項（現行法 105 条）によって被告北海道が所有権を取得したことになっている。

本件では、以上のように被告北海道が本件遺骨Ａを所有するとされているため、本件において被告北海道に対して提訴した理由はここに存在する。

イ　本件遺骨Ａは、埋蔵文化財ではない

上記のように被告札医大及び被告北海道は、本件遺骨Ａを埋蔵文化財として扱っている。しかしながら事実関係を精査すると埋蔵文化財には該当しないことが明らかとなる。

(一)　浦河町教育委員会の記録

甲第 7 号証は、浦河町教育委員会が 1969 年 3 月に発行した「浦河町の遺跡」という冊子の抜粋である。ここでは本件で問題とする東栄遺跡について「東栄第 1 地点遺跡」と称して記述されている（これは当時の呼称が「東栄第 1 地点遺跡」とされていたこと、及びこの記述内容は上記した開示文書の内容と遺跡の位置、発掘の時期等が一致していることを総合すると本件でいうところの東栄遺跡のことで間違いはない)。

「東栄第 1 地点遺跡」(14 ページ）の記述をみると、アイヌ墓地がこの遺跡内に存在していたものの、「明治以降、付近に住むアイヌの墓地として使用されていた」とあり、アイヌ墓地そのものは札医大の記録にある明治以前をさす「アイヌ期」の遺跡ではないことが明言されている。しかも「調査の分担は浦河町教委が考古学、札幌医大がアイヌ墓地である」とされ、東栄遺跡のうち、縄文以降の考古学的遺跡の発掘は浦河町教育委員会が担当し、被告札医大は明治以降に使用されていたアイヌ墓地の発掘を担当していたことが分る。別紙遺骨目録中、出土の経緯のところで「札幌医科大学主体による発掘調査」と記載されているところ、この「主体」という意味はアイヌ墓地の発掘についての主体であったという意味であることが分る。また、考古学的な遺跡発掘調査ではなく、解剖学者による解剖学のための「研究のための収集」であることも明瞭となる。

甲 7 から明らかな事実は、考古学的発掘では「縄文早期に属する田原Ｂ式土器、中野式など、これと石鏃、石錐が伴出した」とされ、アイヌ墓地に関して

は「明治以降のもので」「収容遺体は 32 体で札幌医大が保管研究に当たっている」ということである。

なお、甲 7 では、アイヌ遺骨が 32 体とされ、甲 5 の 1 では 34 体がその後 36 体とされ、被告札医大が現在保管する遺骨数は 34 体＋1 箱とされているので、統一された数値がない。しかし、発掘場所、発掘時期、アイヌ遺骨の保管が札幌医大であるとする甲 7 の記述されている遺骨は、本件遺骨Ａをさしていると結論するのが合理的である。

本件遺骨発掘に係わる唯一の公文書である浦河町教育委員会の記録からすると、同委員会が行った東栄遺跡の発掘は、縄文以降の考古学研究としての発掘調査と単に明治以降のアイヌ墓地から解剖学研究のために遺骨を収集する発掘との二つの発掘行為が、同じ東栄遺跡の地域で二重に行われていたということなのである。

ところが、この区別を明確にすることなく、甲 5 の 9 のとおり、アイヌ遺骨について、土器、石器と並んで、「アイヌ人骨」「同副葬品」として、あたかもアイヌ遺骨がこれら土器や石器と一体となる出土物であるかのようにして埋蔵文化財の鑑査（旧文化財保護法 61 条)、認定を行ったのである（甲 5 の 7 及び 8)。

(二)　アイヌ遺骨の埋蔵文化財性の有無

そこで、そもそも本件遺骨Ａは埋蔵文化財といえるのか、が大きな論点となる。なぜならこれが否定されれば被告北海道の本件遺骨Ａについての所有権は遡ってなかったことになるからである。

(ア)　人骨それ自体は文化財にはなり得ない

人骨そのものが文化財となるか否かについては、旧法及び現行法の条文上は、その定義する文化財に該当することは決してない(旧法 2 条、現行法 2 条)。つま

り、発掘された人骨は、そのままでは決して文化財になることはないし、したがってまた埋蔵文化財となることはない。なぜなら人骨は生物学的な生命機能を喪失したのちの生物の死骸の存在を意味するので、何らかの人間活動による文化的所産ではないからである。

ただ、貝塚や遺跡等が文化財となる場合は、その場所から一緒に出土した人骨もこれらと一体となるものとして文化財になることがある。また土器や石器など工芸品が文化財となる場合は、一緒に出土した人骨も土器や石器と一体として文化財となることがある。副葬品が文化財となる場合にも同様に副葬品と一体となるものとして遺骨が文化財になることはある。

(イ)　東栄遺跡ないし発掘された縄文期の土器・石器と一体と言えるか

本件遺骨Ａは、縄文早期の土器や石器とともにおなじ東栄遺跡から出土したために埋蔵文化財と認定された可能性がある。特に別紙遺骨目録３番、7 番の「副葬品の内容」欄をみると、「土器 4 個」（3 番）、「土器 3 片」（7 番）と記載されているので、これら土器と一体となった埋蔵文化財なのかは慎重に検討する必要がある。

まず、「土器 4 個」は、甲 5 の 12 のＡＮ－3 をさしているところ、正確には「土器片 4 個」ということでしかない。なぜ土器片が「副葬品」として出土したかの理由は、アイヌ墓地がそもそも東栄遺跡の中に明治以降作られた結果でしかない。埋葬する際の土の中に土器片が混在しても何らの不思議もないからである。

次に、もともと一貫して被告らは「アイヌ文化期」の人骨としているので、アイヌ文化期のアイヌ人骨は縄文期の人骨ではない以上、発掘された縄文期の土器や石器との関連性は全くない。被告札医大が、一方で「アイヌ文化期」の遺骨としつつ、他方で副葬品として「土器片」としているのは、完全に矛盾し

ているのである（別表「北海道に関する主なできごと」欄記載のようにアイヌ文化期には土器に代わり鉄なべなどを利用するようになっている）。しかも、アイヌ文化期の土器は東栄遺跡では発見されていない。このような矛盾は考古学と無縁の解剖学の教授による発掘であることが理由である。

以上から、「アイヌ文化期の人骨」は、縄文時代の東栄遺跡、あるいはそこからの出土土器や石器と一体なって、埋蔵文化財となることはない。

（ウ） 副葬品が文化財としての価値を有し、この副葬品と一体いえるのか

では、次に出土した副葬品と一体として文化財と認定されたのかを検討することにする。

まず、副葬品が存在した遺骨は、35 体中 9 体である（別紙遺骨目録の「副葬品の内容」欄参照）。このうち、3 番は前記のように土器片 4 個が混じっていただけで副葬品ではないから、実際は 35 体中 8 体だけである。

この結果、副葬品と一体となって人骨が埋蔵文化財となる可能性がある人骨は、8 体だけであり、それ以外は人骨だけであるから、この 8 体以外は埋蔵文化財にはなり得ないことが明白となる。

次に、この 8 体に関する副葬品が文化財としての価値を有するのかについて検討する。

第 1 に指摘しなければならないのは、「アイヌ文化期」とされるこれら人骨の副葬品が、アイヌ文化期の文化財として厳格に鑑査、調査等された事実がないという点である。甲 5 の 7 及び 8 でも、文化財認定の具体的事実は一切ないからである。

第 2 に 8 体の副葬品には文化財となるような価値のあるものは存在しない。浦幌から出土した副葬品は太刀、鍔、寛永通宝、漆塗りの椀等々が出土しながら（甲 3 参照）、これらは一切文化財の指定は受けていないので、これらとの比

較において本件での副葬品が文化財となることはない。驚くことに甲 5 の 12 には、ＡＮ－8 の遺骨の副葬品として「ビンの口」というガラスビンの上部部分が出土しているところ、このようなビン類は明らかに明治期のものであり普通に存在し、かつ文化財としての貴重性も有しないから文化財には到底ならない。

第 3 に本件アイヌ墓地の人骨は甲 7 によって明治期の人骨であり、副葬されている物も明治以降の普通の生活用品である。このような特に文化的価値を有するとは認められないものは文化財認定を受けることはない。

(エ)　小活

以上から、本件アイヌ遺骨は被告らの「アイヌ文化期」という主張に従えば縄文期の東栄遺跡とは無関係なのだから埋蔵文化財の資格はなく、また副葬品それ自体では文化財としての価値はないのだから「副葬品と一体となった埋蔵文化財」という資格もないのである。

(オ)　「虚偽届出」の結果である

被告らが、本件遺骨Ａが埋蔵文化財であるとする根拠は、結局、甲 5 のとおり、縄文早期の土器や石器と一体となるかのように文化財保護委員会に届け出た作為の結果であると言わざるを得ない。この届け出を受けた文化財保護委員会は縄文期の土器や石器を文化財と認定する際にアイヌ人骨をも一括して文化財認定したからである(甲 5 の 7)。

(3)　被告札医大はアイヌ墓地として使用されていた事実を知っている

被告札医大は、埋蔵文化財発掘届（甲 5 の 2）記載の「アイヌ期墓地」という前提で発掘に参加している（アイヌ期というのは、アイヌ文化期と同義である）。発掘者が、東栄遺跡を縄文期の遺跡としたうえで、縄文期の人骨の発掘をしていたのであれば、これは考古学の分野であり、医学部解剖学の分野ではない（発

掘に当たった被告札医大の担当教授三橋公平は解剖学第 2 講座所属であった)。つまり、アイヌ墓地の発掘者である被告札医大は、「アイヌ期墓地」と表記することによって縄文期ではないアイヌ墓地の発掘であることを知っていたことになる。「アイヌ期墓地」という表現の仕方は、この墓地が縄文期の遺跡ではないことを表しているからである（別表参照)。本件遺骨Ａの発掘は、はじめから縄文期の東栄遺跡の発掘ではないことを承知の上での発掘だったのである。しかも明治より前のアイヌ文化期であるという客観的裏付けもなくただ「アイヌ期墓地」として発掘しているだけである。アイヌ墓地の発掘者は甲 7 から明らかなように明治以降の墓地から人骨を発掘し、「埋蔵文化財」と虚偽の事実を作出したのである。この理由は多々考えられるが、大きな理由は北海道大学がアイヌ墓地からアイヌ遺骨を発掘していた行為が「盗掘である」と非難を受けていたことを考慮し、外形上「盗掘」と言われないように、「縄文期の東栄遺跡の発掘に便乗」して、遺跡発掘の一環であることを装ったと評価できるのである。

(4)　結論

以上から明らかなように、本件遺骨Ａは埋蔵文化財ではなく、そのように作出されただけであるから、被告北海道は本件遺骨Ａについて何らの所有権現を有するものではなく、したがってまた被告札医大も無権限者からの保管委託なのであるから何らの占有権限をも有するものではない。

２　ミトコンドリアＤＮＡの資料にされていた

ここでは原告コタンの会が、なぜ本件提訴をせざるを得なかったのか、その動機について述べておくことにする。

本件遺骨Ａは、2010 年以降、被告らの承諾のもとで国立科学博物館の研究者によるミトコンドリアＤＮＡの研究資料とされていたことが判明した（甲第 8 号証）。

その経緯は、平成 18 年 10 月 10 日、被告札医大と北海道ウタリ協会（現在北海道アイヌ協会と名称を変更）との覚書を根拠にしている（甲第 9 号証）。甲 9 の 2 項ではアイヌ人骨の「研究のあり方については」「北海道ウタリ協会と札幌医科大学が協議のうえ、双方が合意できる形で進めていく」とし、両者が合意した場合は、被告札医大が保管する本件遺骨Ａについても研究ができることを決めていた（この事実は公表されていなかった）。この結果、北海道アイヌ協会と被告札医大との合意によって、甲 8 記載のとおり、国立科学博物館・人類学研究部篠田謙一ら複数の研究者が、本件遺骨Ａの歯を抜き取り、歯の一部からミトコンドリアＤＮＡを抽出し研究をしていた。2017 年 10 月 11 日、これらの研究者が、抽出したミトコンドリアＤＮＡの解析結果を英字論文で発表した。

そもそも北海道アイヌ協会は、アイヌの「社会的地位の向上と文化の保存・伝承及び発展に寄与すること」を目的とする団体であって、任意団体でしかない。ましてや北海道のアイヌを代表したり、代理したりする権限もない。したがって、北海道アイヌ協会が、本件遺骨Ａに対する何らかの権限があるわけではない。もちろん研究の同意、承認等をする権限もなく、同協会と被告札医大との合意は法的に本件遺骨Ａに関して合意としてなんらの意味も有しない。ゆえに、被告札医大が、この合意を根拠にして本件遺骨ＡからのミトコンドリアＤＮＡの抽出を正当化することはできない。

同じく被告北海道が本件遺骨Ａの「所有者」として、この研究（遺骨の侵襲）に承諾をしているものの、前記したように被告北海道は本件遺骨Ａについて所有権を有していないのであるから、その承諾も無意味というほかはない。

国立科学博物館・人類学研究部篠田謙一ら複数の研究者による本件遺骨ＡからのミトコンドリアｄＮＡの抽出とその解析は、権限あるものの承諾を得ていないものとして研究倫理に反するとともに違法行為（器物損壊罪）と評されるべきものなのである。

この本件遺骨Ａが研究資料とされ、遺骨が侵襲され、科学者によって研究成果が発表されていたことは、原告らには全く知らされていなかった。しかも、今回の研究はミトコンドリアＤＮＡによる解析であったが、2010 年以降は、人のゲノムが明らかになったことと、古い人骨から直接ヒトＤＮＡの抽出技術が発展したことによって、今後はさらに本件遺骨ＡからヒトのＤＮＡを抽出し研究される可能性が高い。

このような状況において、原告らは本件遺骨Ａの早急な返還を強く望んでいるのである。

３　まとめ

以上から、原告コタンの会は本件遺骨Ａに関して遺骨管理権限を有しており、反面で、被告北海道は埋蔵文化財として所有権を有しておらず、被告札医大はその正当な占有権限を有していないのであるから、被告らは速やかに本件遺骨Ａを遺骨管理権限を有する原告コタンの会に引き渡さなければならない。

第４　本件遺骨Ｂ

１　本件遺骨Ｂは浦幌町から出土

本件遺骨Ｂは浦幌町から出土したアイヌ遺骨であると被告札医大も認めていたため、原告浦幌アイヌ協会（以下「原告アイヌ協会」という）代表者の差間正樹に対し、「いつでも返還する」と言っていた遺骨であった（2017 年に返還拒否の意思をあきらかにした）。このころ撮影した写真が甲第 16 号証である。

本件遺骨Ｂは 1979 年（昭和 54 年）3 月、浦幌町教育委員会後藤秀彦が、浦幌町十勝太から出土したとして、北海道大学西本豊弘を仲介して被告札医大に送付された遺骨であった（甲第 10 号証、1 ページ）。

２　被告札医大はその後返還を拒否した

原告アイヌ協会は 2017 年被告札医大に本件遺骨Ｂの返還を要求したところ、被告札医大は以下の理由から返還を拒否するに至った。

その理由は、出土「当時の経緯や再調査結果などを踏まえると、本遺骨がアイヌ遺骨かどうかの判断はできない」ということである（甲 10、2 ページ）。

この「アイヌ遺骨かどうかの判断ができない」理由として、被告札医大は次のことを挙げている（以下甲 10 の要約）。

① 浦幌町教育委員会には、本件遺骨Ｂに関わる出土の記録が一切存在しないこと、したがって、浦幌町から出土した事実が確認できない

② 西本豊弘は当時十勝太若月遺跡から出土した動物骨の鑑定依頼を受けていたが、浦幌町教育委員会後藤秀彦から送られた動物骨の中に本件遺骨Ｂが梱包されており、西本豊弘は後藤秀彦からは道路の工事現場から発見された、と言われていたこと（西本豊弘は仲介者とされている）

③ 記録によると鉄環 1 点が出土したとのことであるが、アイヌ副葬品に鉄環はなく近代和人のものである可能性が高い（この鉄環は行方不明であり、真実鉄製品なのか、その形状はどの様なものか、などは判っていない）

以上から、被告札医大は、本件遺骨Ｂについてアイヌ遺骨ではないこと、したがって原告アイヌ協会の返還請求は請求原因事実としての「アイヌ遺骨の存在」がないことを根拠とし、本件遺骨Ｂの返還を拒否している。

３　従前被告札医大が認めていた事実の整理

甲第 14 号証は、平成 19 年 4 月 8 日に被告札医大がまとめた「札幌医科大学に保管されている第三者（団体・個人など）から移譲されたアイヌ人骨の出自調査報告」書の抜粋である。これをまとめたのは解剖学第二講座の松村博文教授である（甲 14、2 枚目）。

これによると別紙遺骨目録の番号 201 は、右端欄を見ると「ＡＮ－252」となっているので、甲 14 の 3 枚目の記載（個体別リストＡＮ－252）から、この 3 枚目が本件遺骨Ｂに関する記述であることが分る。

甲 14 の 3 枚目は、移譲元として、浦幌町教育委員会後藤秀彦となっているので、前記記述と合致する。そして移譲受者は「札幌医科大学解剖学第二講座講師山口敏」となっており、甲 10 には触れられていない事実が記載されている。移譲の経緯については、甲 14 の備考として、「浦幌町教育委員会後藤秀彦氏に問い合わせ。土採りでなく十勝太地区の町道拡幅工事の折に発見されたとのこと。札幌医科大学講師であった山口敏氏に譲ったものと思われる。」とされている。

甲第 15 号証は、被告札医大から開示された上記後藤秀彦（以下「後藤」という）から松村博文教授に宛てた 2007 年 3 月 8 日付けの手紙の写しである。

これによると、後藤は「あの頭骸骨かなというかすかな記憶」があり、「頭蓋骨は子ども（小さかった）であったように思う」、「発見されたのは、十勝太地

区の町道の拡幅工事の折りで、札医大の記録にあるような「土採りの際の出土」ではありません。」と述べられている。

４　甲 10 及び甲 14、甲 15 から判明する事実

被告札医大は、前記した①からすると浦幌町からの出土そのものを否定するかのようにも受け取れるが、浦幌町教育委員会が送付していること、後藤の手紙などからすると、本件遺骨Ｂは浦幌町で発見された遺骨であることを否定することはできない。

次に、被告札医大の理解では、当初「浦幌町十勝太からの土採りの際に出土」という記録があるところ、土採りではなく「道路工事現場から出土」と訂正されはしたものの、出土場所としては浦幌町十勝太からである事実には変更がない。この点は、後藤が明確に「十勝太地区の町道の拡幅工事」と述べているので間違いはない。

したがって、本件遺骨Ｂの発見、出土場所は浦幌町十勝太地区の町道部分と断定することができる。

そこで次に、被告札医大のいう「和人の可能性」について検討することにする。そのためには、昭和 54 年当時の浦幌町十勝太地区の町道の位置及び本件遺骨Ｂの死亡時期が重要である。

５　本件遺骨Ｂは和人かアイヌか

(1)　十勝太周辺の町道の特定

被告札医大は、「町道工事」「町道拡幅工事」（別紙遺骨目録記載の「出土等の経緯」欄）とするので、まずこの町道がどこの町道なのかを特定する必要がある。しかも「拡幅工事」がなされる昭和 54 年以前の道路が分らないと判別でき

ない。なぜならその後町道が全面的に移設されたり、国道が新設されたり、町道が国道に格挙げされたり、と変動しているからである。

甲第 11 号証の 1 は、大正 12 年作成に係る大日本帝国陸地測量部作成の地図である（この地図は近代測量に沿った最古の地図となる）。十勝川河口（現在は浦幌十勝川河口）に十勝太との地名があり、黄色線で大正 12 年当時の十勝太周辺の町道（歩道）を示した。大正 12 年当時の町道は、現十勝川河口の大津村から海岸沿いの道を現在の浦幌十勝川河口まで来て、この浦幌十勝川（旧十勝川本流である）は渡し船で渡ることになる（青線部分）。ここで渡し船を渡り（地図では点線が書かれている）、そのまま海岸線を進めば釧路方面に至り、黄色線の町道を進めば浦幌町の街中にいたる。当時は自動車がなく馬か徒歩であったが、この大津村からの道は、当時からこの地方の主要な道路網となっていたのである。江戸時代から渡船場には渡し守が常駐していた。

甲第 11 号証の 2 及び 3（拡大）では、現在の町道を黄色線で示した。かつての町道の一部は国道となっている上、この国道は浦幌十勝川を浦幌大橋を通過して大津方面へ抜けている。

原告浦幌アイヌ協会の代理人市川が浦幌町施設管理課長に問い合わせたところ、昭和 54 年当時の町道拡幅工事の場所は正確には判らないが、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、町道を整備した区間は甲 11 の 2 の黄色線部分の範囲であることまでは確認が取れた。

またこの町道の前の江戸末期には十勝太から十勝川（現浦幌十勝川）に沿って、1 ないし 2 キロメール間隔で川岸にアイヌコタンが存在していた（松浦武四郎の東西蝦夷山川地理取調日誌第 51 巻、戊午（つちのえうま）（1858 年））と記録があるところ、道はなく舟運だけであった。したがって、この大正 12 年の地図にある町道はこの町道ができる前は道すらもなかったものである。

このように考えると、本件遺骨Ｂが発見された十勝太地区の町道拡幅工事の場所は、甲 11 の 1 ないし 3 に記載した黄色部分（現在の国道 336 号の十勝太市街地部分を含む）しかないことが分るのである。結局、上記のように十勝太周辺の町道は、当時から現在に至るもこの町道しかない以上、昭和 54 年当時の道路工事もこの黄色線のいずれかの場所での工事しか考えられないのである。

(2)　十勝太への和人の入植

次に、浦幌町十勝太への和人の入植について検討する。浦幌町史によると、十勝太の和人は、明治 16 年西田小次郎がコタンに居住するようになり、明治 22 年頃石井三吉がオコッペ（昆布刈石（コンブカルル ス））という十勝太から 10 キロメートルほど釧路寄りの場所に入植した。またこの石井三吉の牧夫として雇用されていた古内力蔵が明治 35 年に入植した。また渡辺ヤソイが明治 25 年に十勝太に移住している。その後、数名の和人が十勝太に入植しているに過ぎない（甲第 17 号証）。この渡辺ヤソイは旅館業を経営していたところ、当時十勝太にはすでに 4 軒の旅館が営業していた(甲 17、70 ページ)。しかも渡辺ヤソイは、駅逓を開設すべく北海道庁にその許可の申請をしていたが、大津とオコッペにすでに駅逓があるため許可にならなかったそうである（同)。

以上からすると、十勝太周辺は、明治 25 年前後にはかなり開けた市街地になっていたことが分る。したがって、この時点ではすでに町道は開通していたと思われる。

(3)　本件遺骨Ｂの死亡時期

次に、本件遺骨Ｂの死亡時期を考える。和人の遺骨とすると、和人が死亡した場合の死亡時期は、和人入植後と考えられるところ、その時期は甲 17 の浦幌町史で明らかである（前記のように明治 16 年が最初の入植である)。このころ以降は（明治中期以降)、行政が完備され、死亡者が発見された場合は警察に届

け出られたうえ、近くの寺か共同墓地に埋葬され、町道の脇に埋葬されることはない。少なくとも死亡者の氏名、死亡時期、埋葬場所などは行政が把握していたと考えなければならない。したがって、和人が入植し始めた明治 16 年以降に死亡した和人である可能性は限りなく低いことになる。

すると、本件遺骨Ｂは和人が入植する以前に死亡したアイヌで、アイヌの風習に従って山野に埋葬された蓋然性が非常に高い。

アイヌの場合は、明治以降、明治政府によって死者の埋葬場所が自由に選べなくなってからは、市町村の共同墓地に埋葬していた（この時期は地方によって異なるが、公営の共同墓地が整備されるようになってからである）。したがって、「町道脇」への埋葬とすれば、明治政府による共同墓地への埋葬が強制される前、と考えることができる。この時期は江戸時代か和人が入植する前の明治中期頃までと推測できる。しかも、この場合にはアイヌにはアイヌコタンで死者が出た場合は、近くの山の中腹などに埋葬し、その後は誰も近づかない風習が厳然と生きていた。したがって、町道ができる前に死者が埋葬された可能性が高い。なぜなら町道開通後の町道脇では埋葬場所前を通らざるをえなくなり、アイヌの風習に反することになるからである。したがって、埋葬後にこの墓地の近くに古い町道が開設されたと考えることが妥当である。本件遺骨Ｂが全身骨ではなく、後頭部と下あごのみしか出土していなかった事実も埋葬後かなりの時間が経過したことを推測させるので、江戸時代か明治中期までに埋葬されたアイヌ遺骨とすることに矛盾はない。つまり、明治期に町道が開設される以前に近くのアイヌコタンの死者が埋葬され、その後、近くに町道が整備された後、さらに昭和 54 年にこの町道の拡幅工事が行われ本件遺骨Ｂが発見された、と考えるのが極めて合理的なのである。

(4)　小活

以上から、本件遺骨Ｂは、十勝太周辺に居住していたアイヌが、江戸時代末期か明治中期頃までの町道が開設される前に死亡し、コタンの人たちに埋葬された遺骨である蓋然性が高く、和人である可能性は極めて低い。

６　「副葬品」としての鉄環への反論

被告札医大は、鉄環はアイヌの副葬品にはないとして本件遺骨Ｂがアイヌ遺骨であることを否定する。しかし、そもそも鉄環が副葬品だったとの事実は確認できていない。現時点では、そもそも真実、鉄環が副葬品だったのか、どのような鉄環だったのか、鉄環以外の金属製品ではなかったのか等々、誰も判断できないからである。札医大は上記のように鉄環と断定するが、現物が存在していないのであるから誰も鉄環と確認したわけではない。

ところで、アイヌにはニンカリと称される、金属製の輪になっている耳飾りがある（甲 12)。金属製であればこのニンカリの可能性を否定できず、この場合には間違いなくアイヌの副葬品であり、遺骨はアイヌ人骨となる。

少なくとも、被告札医大がいうように、「アイヌ副葬品に鉄環はない」という理由から本件遺骨Ｂがアイヌ人骨ではないと断定することはできない。

７　まとめ

以上検討したように、本遺骨Ｂはアイヌ遺骨の蓋然性が極めて高く、和人骨であるとする被告札医大の回答は推論にもなっていないのである。したがって、被告札医大は、本件遺骨Ｂを十勝太周辺のアイヌコタンの構成員の子孫で作られる原告アイヌ協会へ返還しなければならない。

第５　結論

以上から、原告コタンの会は、被告北海道及び同札医大に対し、本件遺骨Ａの返還を、原告アイヌ協会は被告札医大に対し、本件遺骨Ｂの返還をそれぞれ求めるものである。

証　拠　方　法

甲第１号証	『コタンの会』規約
甲第２号証	和解調書
甲第３号証	和解調書
甲第４号証	第 30 回「政策推進作業部会」議事概要
甲第５号証の１	「40　東栄遺跡」から始まる文書
甲第５号証の２	埋蔵文化財発掘届
甲第５号証の３	発掘担当同意書
甲第５号証の４	地図
甲第５号証の５	埋蔵文化財の発掘について(通知)
甲第５号証の６	発掘承諾書
甲第５号証の７	埋蔵物の文化財認定について（通知）
甲第５号証の８	埋蔵物の文化財認定について（通知）
甲第５号証の９	埋蔵文化財提出届
甲第５号証の 10	埋蔵文化財保管証
甲第５号証の 11	東栄遺跡発見届出書
甲第５号証の 12	東遺跡副葬品
甲第６号証	「伊達市有珠４遺跡―近世アイヌ民族の墓の調査（抜粋）

甲第 7 号証	浦河町の遺跡（抜粋）
甲第 8 号証	「国立科学博物館の篠田謙一です」で始まる文書
甲第 9 号証	札幌医科大学保管のアイヌ人骨の受入・管理・返還等についての覚書
甲第 10 号証	保管管理番号 201 の遺骨の状況
甲第 11 号証の 1	地図
甲第 11 号証の 2	地図
甲第 11 号証の 3	地図
甲第 12 号証	アイヌの工芸（抜粋）
甲第 13 号証	アイヌ墓の副葬品
甲第 14 号証	札幌医科大学に保管されている第三者（団体・個人など）から移譲されたアイヌ人骨の出自調査報告
甲第 15 号証	手紙
甲第 16 号証	写真
甲第 17 号証	浦幌町史（抜粋）
甲第 18 号証	東西蝦夷山川地理取調日誌第 51 巻

付　属　書　類

甲号証写	各 1 通
資格証明書	1 通
訴訟委任状	1 通